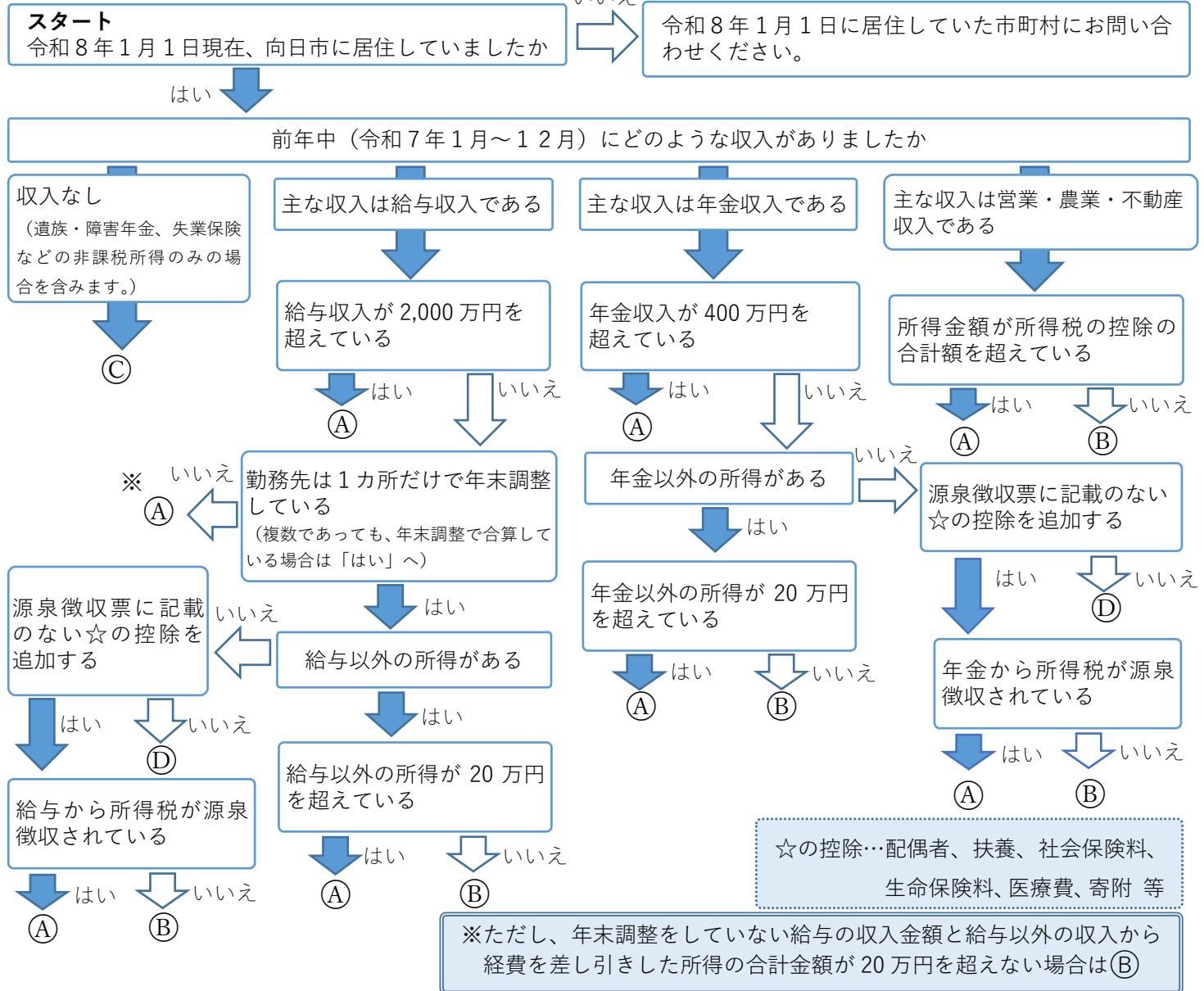


税の申告

次の申告フローチャートを参考に、所得税の確定申告や市民税・府民税の申告が必要か不要かをご確認ください。

フロー チャートは一般的な事例です。

■申告フローチャート



判定	結果	申告先	注意事項
Ⓐ	所得税の確定申告が必要です	右京税務署 TEL:075-311-6366	所得税の確定申告書を提出する場合は、市民税・府民税の申告は必要ありません。確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄に記入漏れがないようご注意ください。
Ⓑ	市民税・府民税の申告が必要です	向日市役所 税務課 市民税係 TEL:075-874-2243	ただし、所得税が源泉徴収されていて、☆の控除を申告して所得税の還付を受ける方は、右京税務署へ確定申告書を提出してください。所得税の確定申告書を提出する場合は、市民税・府民税の申告は必要ありません。
Ⓒ	市民税・府民税の申告が必要になる場合があります	向日市役所 税務課 市民税係 TEL:075-874-2243	以下に該当する方は市民税・府民税の申告をしてください。 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療又は国民年金の被保険者の方(未申告の場合、保険料算定に係る軽減措置等で影響が出る場合があります。) ・児童手当、就学援助、高齢福祉、障害福祉、保育等のサービスを受けている方 ・課税(非課税)証明書が必要な方
Ⓓ	申告は必要ありません		ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける方は、右京税務署へ確定申告書を提出してください。